

大分海区と宮崎海区におけるまき網漁業の相互入会に関する協定に基づく  
中型まき網漁業許可の取扱方針

宮崎県農政水産部

大分海区と宮崎海区におけるまき網漁業の相互入会に関する協定に基づく中型まき網漁業（以下「対象漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、宮崎県漁業調整規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可等の制限措置及び条件）

第1 知事は、規則第11条第1項及び第13条第1項の規定により、対象漁業に係る許可等の制限措置及び条件（以下「制限措置等」という。）について別表1に定める。

（許可等を申請すべき期間）

第2 規則第11条第2項の規定により知事が定める期間は、随時とする。

（許可等の有効期間）

第3 対象漁業における許可の有効期間は、規則第15条第2項の規定により1年以内とする。

2 対象漁業の起業の認可の有効期間は10月以内とし、やむを得ない理由があると認められる場合は、1回に限って2月延長することができる。ただし、前項の規定による許可の有効期間の満了の日までを限度とする。

（継続の許可等）

第4 対象漁業は、規則第14条第1項第1号又は第4号の規定による継続の許可等の対象としない。

（変更の許可の基準）

第5 規則第16条の規定による変更の許可は認めない。

（申請事務の手続き）

第6 申請の経由機関、申請書の様式、添付書類等については、宮崎県漁業許可の事務処理要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、次の該当する書類を添付しなければならない。

- (1) 規則第2条の規定による大分県知事の意見書
- (2) 許可を受けようとする船舶及び使用附属船に係る漁船原簿謄本
- (3) その他知事が必要と認める書類

(資源管理の状況等の報告)

第7 規則第21条の規定による報告は、要領に定めるところによる。

附 則

- 1 この方針は令和2年12月1日から施行する。